

横浜若葉台100年マンション・世代循環型団地プロジェクト  
昇降機ワーキンググループ（WG）報告書



マイクロエレベーター社製いす式階段昇降機の設置例  
（2013年夏、都内某団地にて試乗撮影）

2016年3月

昇降機ワーキンググループ

## 目 次

1. 昇降機WGについて	3 頁
2. いす式階段昇降機について	
(1) いす式階段昇降機を検討する事になった経緯	3 頁
(2) マイクロエレベーター社（以下、マイクロ社）に 検討依頼する事になった経緯	3～4 頁
(3) 利用対象者の確認	4 頁
(4) 地震・火災等の非常時の利用は？	4 頁
(5) いす式階段昇降機と他の階段避難車の比較検討	4 頁
(6) マイクロ社とのQ&Aを通じて得た知見	4～6 頁
(7) いす式階段昇降機の法的規制の検討	6～7 頁
(8) いす式階段昇降機の機種検討	7～8 頁
(9) 若葉台での見積事例	8～9 頁
(10) いす式階段昇降機に対する公的助成の現状調査	9～10 頁
(11) いす式階段昇降機設置に係る費用負担について	10～11 頁
(12) 管理組合に対する導入支援について	11 頁
3. 可搬型階段昇降機について	
(1) 可搬型階段昇降機を追加検討する事になった経緯	11 頁
(2) 可搬型階段昇降機の機種検討	11～12 頁
(3) 可搬型階段昇降機導入に係る検討結果	12 頁
(4) 若葉台地域ケアプラザにおけるクローラ式可搬型 階段昇降機の件	12～13 頁
4. 昇降機WGメンバー表	14 頁

資料1. いす式階段昇降機並びに可搬型階段昇降機撮影ビデオ（短縮版）

資料2. 若葉台向けいす式階段昇降機的设计図面並びに見積金額等一覧表

資料3. 可搬型階段昇降機導入事例集（可搬型階段昇降機安全推進連絡会編）

資料4. 可搬型階段昇降機（スカラモビル）見積書

注：資料2. 4. については、関係者からの要請に応じ開示するものとします。

## 1. 昇降機WGについて

昇降機ワーキンググループ（以下、昇降機WG）は、横浜若葉台100年マンション・世代循環型団地プロジェクト（通称：100年マンションプロジェクト）が目標とする「持続可能社会の実現」のためのコンセプトの一つである「高齢者だけでなく子育て世代にも優しい住宅にする」を目指し、近年急速に増えてきている階段の昇降が困難な高齢者・足が不自由な方、或いは乳幼児を抱えての階段昇降の補助として、階段昇降機の導入を検討するワーキンググループとして設立された。

昇降機WGとしての活動は、2013年度から2015年度の3年間に亘って行われ、その成果を報告書として取り纏めたので、以下、報告する。

## 2. いす式階段昇降機について

### (1) いす式階段昇降機を検討する事になった経緯（2013年度）

- ・階段昇降困難者に対する対応としては、一般的にはエレベーターの設置が最も好ましいところであるが、若葉台の中層棟或いはスキップアクセスの高層棟を考えた場合、現実的ではない（若葉台の中層棟は、階段室を繋ぐ共通歩廊がある訳ではないので、エレベーター設置は、コスト面から現実的ではない。また、スキップアクセスの高層棟においても、エレベーターの各階停止への変更は、構造上不可能である）。

注：スキップアクセスの高層棟とは、エレベーター非停止階が存在する高層棟の事を言い、若葉台の場合、第一住宅管理組合、東マンション管理組合、若葉台くぬぎ、第5住宅管理組合、第7住宅管理組合、第8住宅管理組合、第10住宅管理組合（2棟のみ）が該当する。

- ・階段の手摺を両側に設置すると言う対応も考えられるが、自助努力に期待する部分も多く、困難者に優しい対応とは言いにくい。
- ・100年マンションプロジェクトのコンセプトとしては、①車いすを使用している様な困難者だけに絞るのではなく、誰でも使える物にしたい（当然、子育て世代も含む）。②地震・火事等の非常時の避難用ではなく、平時に使える物にしたい。

これらを勘案し、いす式階段昇降機を対象に検討する事になった。

### (2) マイクロエレベーター社（以下、マイクロ社）に検討依頼する事になった経緯（2013年度）

- ・いす式階段昇降機については、当初、4社（マイクロ社、他3社）に引合い、会社案内、製品案内書等を入手、検討したが、ペーパーだけでは判断しにくいところから、実機見学会を計画。関東地区の集合住宅で、実績のあるのはマイクロ社だけだったため、都内某団地に設置された実機を見学する事になった。
- ・結果、委員全員が安全設計されている事を実感し、すこぶる良い印象を持ったため、マイクロ社（設計・製作：大同工業（株））のいす式階段昇降機に絞って検討して行く事になった。

### (3) 利用対象者の確認（2013年度）

- ・利用対象者は、運転用の鍵を持っている居住者にのみに限定すべきである事（不特定多数では、安全管理に支障あり）、車いす利用者であっても、介助者が居られるのであれば利用可であるが、車いすごと載られる様な設計にはなっていない事、等を確認。

### (4) 地震・火災等の非常時の利用は？（2013年度）

- ・マイクロ社のいす式階段昇降機はバッテリー式なので、理屈の上では非常時でも動かす事が出来るが、大規模災害時等の一刻を争う避難には、いす式階段昇降機は適さない。昇降機を動かすよりも、隣近所で担ぐ或いはタンカに載せると言った対応の方が現実的（EVAC+CHAIR と言った階段避難車を使うのも一案である）。

### (5) いす式階段昇降機と他の階段避難車の比較検討（2014年度）

- ・基本的に階段避難車は、歩行困難者に対する地震・火災等の非常時の避難用であり、可搬型階段昇降機を除き下り専用である。また、可搬型階段昇降機は、安全上の配慮から、操作者は安全指導員から操作講習を受ける事を義務付けられている。従って、WGの検討対象とは異なるものであると判断した（いす式階段昇降機は、鍵を持っていれば誰でもいつでも昇り降り可能）。

注：可搬型階段昇降機の検討結果については、別項にて述べる。

### (6) マイクロ社とのQ&Aを通じて得た知見（2013年度）

#### ①実際、どのような方が利用しているのか。

⇒基本的には歩ける方（操作できる方）であるが、車いすの方でも介助者を付ける事で可能。

- ②何故、バッテリー式なのか。  
⇒昔はケーブル式であったが、バッテリー式の方がコンパクトに出来る、傾斜を登るのはバッテリーの方が力強い、等がその理由。
- ③階段幅と使用時他の方とのすれ違い関係に問題はないか。  
⇒若葉台中層の場合、ビデオ映像の状態とほぼ同等か若干狭くなる程度なので問題はない。
- ④曲り部の最小半径250Rは、もう少し小さくならないか。  
⇒トライしているが、国交省の認定に時間がかかる問題でもあるので、現状、250Rが最小と理解願う。
- ⑤屋内仕様と屋外仕様の判断基準は？  
⇒屋根ありでも雨風が吹き込むような場所、清掃等で水がかかる場所等は、屋外仕様となる。
- ⑥上下階呼び送り操作スイッチ（無線）は中層棟の場合、何階まで可能か。  
⇒本件は、その後、中間階2か所にアンテナ（有線・常時通電）を立てる事にしたため、電波が届かないと言う問題はなくなった。
- ⑦バッテリーの充電時間、フル充電後の稼働時間は？  
⇒充電は約8Hで完了する。フル充電での稼働は、1～5階なら大体5往復位できる（フル充電していないと動かないという事ではない）。
- ⑧1フロアの移動時間は？  
⇒定格速度は6 m/min.なので約1分かかる（定格速度6 m/min.は国交省の認定条件になっている）。
- ⑨いす及びリモコンの操作釦を押し続ける仕様にした理由は？  
⇒建築基準法で定められており、認定取得の条件になっている（離せば止まると言うのが条件）。
- ⑩機器の信頼性及び安全性は？  
⇒KF型は、発売より10年経過しており十分な実績がある。また建築基準法の基準を満たしている証として、型式適合認定を取得している。
- ⑪耐用年数は？  
⇒保守部品によって標準耐用年数が違うが、本体については、メンテを行う事を条件に10年としている。
- ⑫曲線式と直線式の特徴は？  
⇒曲線は、乗継なしで上下階に行けて、内回り、外回りに対応可。バッテリー式。直線は、曲線よりも安価で、有効階段幅を広くとれる。常時給電式。  
⇒直線は、乗継となり、いすの数も増えるがそれでも安いのか。  
⇒曲り部がない、施工が簡単等の理由から間違いなく安くなる。待ち時

間が少ないメリットもある。

⑬保証期間及びメンテナンス体制は？

⇒保証期間は、モーター、基盤のみだが、設置後1年間。メンテは、24時間、365日即日（休日等翌日になる場合あり）対応。

⑭ランニングコストは？

⇒メンテ費用は、直線：¥22,000、曲線：¥27,000（1～2階の費用であるが、4階になったら4倍という事ではない）、法定検査（年1回）費用：¥30,000。メンテ契約者は故障時無償にて対応。電気料金は、使用頻度にもよるが、月に数百円程度。

⑮いす式階段昇降機の設置実績は？

⇒大同工業（設計・製作者）として、直線式で約11,000台、曲線式で5,000台あるが、戸建てやいは商用が多く、集合住宅での共用階段用というのは少ない。屋外用・屋内用の比率は半々である。

⑯一旦、設置後に不要となり、撤去した事例はあるか。

⇒ある（戸建てでは多くある）。戸建ての場合は撤去したものは他への転用は出来ないが、高層住宅などは、撤去した物を引取るより、一時倉庫預かりとし、別の場所（同じ構造である事が前提）での利用に備える方が現実的ではないか。

(7) いす式階段昇降機の法的規制の検討（2013～2015年度）

（本件、横浜市建築局の回答により、振り回された感があり、最終結論まで3年ほど要しているが、ここでは、最終的判断についてのみ記す）

①階段昇降機については、建築基準法に規定があるため、確認申請は必要。

②階段の有効幅員については、「建築物の防火避難規定の解説」により、直上階の居室面積の合計が200㎡以上の場合は、有効120cm以上必要となるが、200㎡を超えない場合は、有効75cmあれば良い。

・若葉台の中層棟は、直上階の住戸は2戸であり、居室面積の合計も200㎡を超えていないので、階段幅員は有効75cmあれば良い。

・スキップアクセスの高層棟（板状棟）は、階段室型とみなす事が出来、直上階の住戸は2戸であり、居室面積の合計も200㎡を超えていないので、階段幅員は有効75cmあれば良い。（開放廊下は無視して良い）

・スキップアクセスの高層棟（塔状棟）も、階段室型とみなす事が出来、直上階の住戸は2戸であり、居室面積の合計も200㎡を超えていないので、階段幅員は有効75cmあれば良い。

③都市計画法の変更手続きの件については、階段昇降機の設置は、この要件に該当せず、除外される事を確認。

これらの判断を得た事で、階段昇降機設置に伴う法的問題はなくなった。

#### (8) いす式階段昇降機の機種検討（2013～2014年度）

具体的には、マイクロ社と協同して、2013年度に中層棟向け階段昇降機を、2014年度にスキップアクセスの高層棟向け階段昇降機を検討した。共に国交省の助成金を活用して、具体的に図面を引いてコスト見積もりまで実施している。

##### ①中層棟向け選定モデル

- ：「楽ちん号KF-B型（型式認定品）屋外・曲線階段用」
- ・階段内壁に沿って設置
- ・1階から4階（5階）まで、1台で螺旋的に昇降

##### ②スキップアクセスの高層棟向け選定モデル

- ：「楽ちん号KF-B型（型式認定品）屋外・曲線階段用」～開放階段用
  - 「楽ちん号KF-A型（型式認定品）屋内・曲線階段用」～閉鎖階段用
- 注：当初、高層棟向けは価格・階段幅員での優位性から直線式を考えていたが、実際に使う人の立場から、直線式は踊場での乗り換えが必要になる事、上下の出っ張り部分が歩行者の障害になりかねない事、等を考慮し、曲線式を採用する事にした。

##### ③楽ちん号KF-B（A）型の標準仕様

- ・操作方式：押し続け方式（肘掛置き操作盤）
- ・呼び寄せ方式：押し続け方式（壁操作盤）
- ・駆動方式：ローラギア・ラック方式
- ・定格積載量：90Kg（積載荷重900N）
- ・走行速度：6.0m/分
- ・レール：2本レール
- ・電源：AC100V（充電器）バッテリー方式
- ・安全装置：障害物自動検知装置  
（転落防止巻き取り式シートベルト、終点スイッチ）

##### ④スキップアクセスの高層棟向け階段昇降機に対する基本的な考え方

- ・必要な箇所に対してのみの設置とする。
- ・原則、近い方のEV停止階または地階までの1階分の移動とする。
- ・原則、階段内壁に沿って設置する。
- ・屋外仕様を基本とする。（板状棟の閉鎖階段室に限り屋内仕様となる）
- ・3段程度の階段部分については、別途、簡易スロープ等での対応を検討する。
- ・基本的に階段形状が同じである場合は、移設が可能。

- ・現在設置されている手摺は、曲線階段昇降機の設置にあたり、撤去する必要はない（レールは手摺より低い位置に設置される）。

#### ⑤見積金額及びランニングコスト一覧表

中層棟全階段の見積金額及びランニングコスト一覧表並びに高層棟のタイプ別見積金額及びランニングコスト一覧表を作成したが、ここでは、次項に述べる通り、見積事例（１）、（２）として開示させて頂く。

注：塔状棟の２階～１階の階段昇降機は、現在の一覧表では、P S扉等の障害物のため、特例として２階～３階～４階と２階分移動する様になっている。これは、結果的に、割高となってしまうため、２階～１階への設置を再検討した結果、ほぼ２階から１階への設置で行ける見通しがついた。

### (9) 若葉台での見積事例（２０１３～２０１４年度）

#### 見積事例（１）

中層棟（５階建：１階段５階１０戸分として）

- ・ 階数：１階から５階
- ・ 機種：楽ちん号 KF-B型（曲線式 屋外仕様）
- ・ レール長さ：２３．７m
- ・ 所要時間：約５分間（１階～５階）
- ・ 停止位置：１階、２．０階、３．０階、４．０階、５．０階
- ・ 充電ポイント：５箇所（乗場に設置）
- ・ いす位置表示盤：停止位置と同じ階に設置
- ・ 階段幅：走行に問題なし
- ・ 注意点：充電器は２．０階、４．０階に設置
- ・ 一次見積価格：約４８０万円（２０１３年１２月）  
４階建ての場合は、約４００万円～約４５０万円

#### 見積事例（２）

高層棟（スキップアクセス：１階段１階分）

- ・ 階数：エレベーター停止階から直上階
- ・ 機種：楽ちん号 KF-B型（曲線式 屋外仕様）
- ・ 停止階：２停止
- ・ レール長さ：７．４m
- ・ 電源：AC 100V（充電器）  
24V（本体）



天井照明器具より

- ・一次見積価格：約230万円（2015年1月）  
建物・階段の構造により異なり、1階分で  
約190万円（屋内仕様）～約240万円

#### (10) いす式階段昇降機に対する公的助成の現状調査（2015年度）

横浜市における階段昇降機に対する助成制度としては、以下の3件が確認された。

##### ①介護保険の住宅改修

在宅の要介護者等が、自宅で生活を続けられる様に住宅の改修を行った場合に、払った金額の9割（または8割）を払い戻してくれると言う制度で、例えば、手摺の取付け、段差又は傾斜の解消、便器の取替え等の工事に使える。但し、改修費用の限度額は現住宅につき20万円となっており、既に、手摺の取付け等で払い戻しを受けている場合は、その分、限度額が減る事になる。

##### ②横浜市住環境整備事業

要支援または要介護に認定された方のうち、必要性が認められた方に、身体状況に合わせた住宅改修の相談・助言や所得状況に応じた改造費の助成を行う（助成限度基準額100万円）と言う制度で、生計中心者の市民税額により自己負担額が異なる。また、適用にあたっては、①項の介護保険の住宅改修費支給（上限20万円）を優先的に適用する事になり、その分、限度額が減る事になる。階段昇降機の設置もこの中に含まれているが、対象者は、下肢・体幹機能障害1，2級の方、上肢及び下肢機能障害1，2級の方、内部機能障害1，2級の方と限られている。

##### ③横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業

居住者の高齢化が進むマンションについて、安全・円滑な移動をサポートするため、廊下や階段など共用部分の段差解消等のバリアフリー整備費用の一部を補助するもので、横浜市内の分譲マンションで、バリアフリー化等工事を行う事、及びその経費について管理組合の規約に基づき決議が行われているマンション管理組合がその対象となる。但し、補助率及び補助金額としては、工事費用の3分の1または1管理組合当たり30万円、何れか低い額となっており、かつ、現状としては、事業費用の枠が小さく、申し込み多数の場合は外れる可能性がある。

①、②は、何れも要支援または要介護に認定された居住者個人が申請すべきもので、所有権は、原則、管理組合ではなく居住者に帰する事になり、使

い勝手が悪い事になる。また、③は、所有権は管理組合にあるが、あまりにも助成金額が小さく、現実的に有効なものとなっていない。

#### (11) いす式階段昇降機設置に係る費用負担について（2015年度）

上述の様に、いす式階段昇降機を設置するには、初期費用として、中層向けで、約400～450万円（4階建ての場合の1階段の一次見積価格）、スキップアクセスの高層棟向けで、約190万円（屋内仕様）～約240万円（1階分の移動用の一次見積価格）と言うかなりの高額となり、若葉台の該当管理組合にとっては、例え、使用者に一部負担をお願いするにしても大変な重荷になる。また、保守費用も決して安い金額ではない。

これらを踏まえ、以下の様に提言する。

##### ①中層棟（4、5階建て1階段分）向けいす式階段昇降機

本来、階段昇降機の設置は、共用部の改善行為であり、資産価値の向上に繋がるものであると考えている。従って、設置に係る費用等は、原則、管理組合の積立金で賄うべきと考えているが、現実には、中層棟のどの管理組合も世帯数が少なく積立金の規模が小さいため、そういった余裕はない。従って、設置にあたっては、実際に利用される可能性のある方（近い将来必要になる方を含む）には、一定の負担をお願いせざるを得ない。

具体的な利用者側の負担割合としては、初期設置費用の50%または50万円の何れか小さい方を限度とするのが精一杯と考えている。（利用される方が多い階段の方が当然有利となる）管理組合側にとっては、これでも大きな負担である事には変わりはないので、利用可能対象者は、実際に費用負担される方だけでなく、該当階段の全居住者とすべきである。

居住者の中に横浜市住環境整備事業に該当する方（各種障害の1，2級）が居られる場合は、この利用も併せて検討すべきである。

##### ②高層棟（スキップアクセス：1階段1階分）向けいす式階段昇降機

スキップアクセスの高層棟向けいす式階段昇降機は、(8)項のその基本的な考え方で述べた様に、必要な箇所に対してのみ限定的に設置するものであり、福祉サービスの意味合いが強い。実際にどの様な方を対象とするのかは、悩ましいところであるが、民生・児童委員協議会並びに地域ケアプラザ等と相談の上で、一定の基準を作るしかないと考えている。（イメージ的には、板状棟の様な大きな棟で最大2ヶ所、塔状棟の様な小さな棟で最大1ヶ所程度と予想している）

費用負担については、高層棟管理組合にとっての負担は、中層棟の場合に比べ小さなものになるので、原則、管理組合の積立金で賄うべきと考えているが、公平性の観点から、利用者にも使用料名目で一定の金額を負担し

て頂かざるを得ないと考える。(設置後の保守費用等を考えると少しでも回収しておく必要がある)

当然の事ながら、利用者が横浜市住環境整備事業に該当する(各種障害の1, 2級)場合は、この利用も併せて検討すべきである。(この場合、所有権の問題が発生すると思われる。また、利用者と管理組合間で不要となった場合の管理等についても特約を交わしておく必要あり)

#### (12) 管理組合に対する導入支援について

昇降機WGとしての活動は2015年度を以て収束する事になるが、管理組合に対する導入支援は、管理組合協議会幹事として引き継いで行く所存である事を申し添える。

### 3. 可搬型階段昇降機について(2015年度)

#### (1) 可搬型階段昇降機を追加検討する事になった経緯

本機は、2015年度のWG活動の一環で、その存在が確認された。いす式階段昇降機と違い、鍵を持っていれば誰でもいつでもと言う事ではなく、車いす利用者等の必要性の高い方に限定され、かつ、操作者が必要になるが、固定式ではないため、臨機応変にどこでも使えると言うメリットがあり、金額的にも大幅に安く済む。

一方で、若葉台民生・児童委員協議会からの報告によれば、この種の階段昇降機を必要としておられる方は、一例として927所帯に対し39名ほどの割合と言われており、決して少ない数ではない。また、いす式階段昇降機の設置は、管理組合にとって、コスト面、合意形成面で簡単に進む話ではない事を考え併せれば、この可搬型階段昇降機を追加検討は必要であると判断した。

#### (2) 可搬型階段昇降機の機種検討

昇降機WGとして、機種検討の候補を Nabtesco 社の「J-MAX シリーズ」、近鉄スマイルサプライ社の「トランサポータ」、アルバジャパン社の「スカラモービル」の3種に絞り、柴橋商会(Nabtesco社製階段移動用リフト)並びに近鉄スマイルサプライ社・アルバジャパン社を招請し、実機を使つてのプレゼンテーション並びに説明会を受けた。その結果として、小回りが利く、乗り心地が良いと言う面を重視して、アルバジャパン社の「スカラモービル」を昇降機WGとして推奨する事になった。(価格は車いす付で約142万円)

注：サンワ社のステアシリーズは、クローラ式であり、螺旋階段には使えない  
と言う事が分かっていたため、検討対象から除外した。



スカラモービルの使用例  
(アルバジャパン社カタログから転載)

### (3) 可搬型階段昇降機導入に係る検討結果

可搬型階段昇降機としては、アルバジャパン社の「スカラモービル」を推奨する事にしたが、これをどこが持つべきか、操作者をどう確保するか、利用料金をどう設定するか等の仕組み作りの問題があり、関係団体に集まって頂き検討した。しかしながら、昇降機WGメンバーは介護に関して専門家ではないので、ソフト的仕組み作りには限界がある事が再認識される形になり、専門の立場から検討して頂く事が望ましいと方向付けされる事になった。

それらを考慮し、可搬型階段昇降機に関しては、昇降機WGとしては、推奨品を挙げるまでとし、あとの仕組み作りに関しては、『地域の資源を上手く組み合わせ、個人のニーズに合わせた仕組みを作ることが望ましい』とし、関係者間の協議に委ねる事になった。尚、本件については、管理組合協議会幹事として引継いで行く所存である。

### (4) 若葉台地域ケアプラザにおけるクローラ式可搬型階段昇降機の件

可搬型階段昇降機導入検討の過程で、若葉台地域ケアプラザには、デイサービスの送迎用としてクローラ式の可搬型階段昇降機があり、実際に有効に使われている事が判明。若葉台地域ケアプラザより以下の通り貴重な情報提供を受けた。

- ・開所当時からクローラ式の可搬型階段昇降機を1台保有している。(若葉台は高層住宅が多いため横浜市が必要と判断したとの事：約90万円)

- ・稼働率は高く、最近はデイサービスの送迎での1割程度使用している。  
（追加料金的なものは取っていない）
- ・螺旋的な階段には使えないが、それ以外は殆ど使用可。
- ・職員・ドライバーは講習（他の可搬型階段昇降機ほどに操作者の講習は厳しくない模様）を受けており使用可能である。必要なお宅まで送迎用の車とは別の車で運び使用している。
- ・他への貸出しは不可。（近隣のデイサービスで可搬型階段昇降機を持っている施設は無い模様）
- ・昇降機を使用せずに昇降する場合は、車いすでの昇降となり、車いすをV字にして2人対応で行っている。（他の事業所では2人で抱える等の対応を行なっている模様）
- ・若葉台の住民で、若葉台地域ケアプラザ以外を利用している方の割合は3割程度と思われる。
- ・介護タクシーでは、車いすでV字対応をしているケースがあるが、基本的には降ろす方向で対応している。
- ・3段程度の階段（エレベーター停止階）に折り畳みのスロープを福祉用具として借りておられる（レンタル）方もいる。
- ・若葉台でもスカラモビルを借りている方もいる。個人で昇降機をレンタル（継続的に月約5千円払って）された方は、過去2名ほど。



若葉台地域ケアプラザ所有のクローラ式可搬型階段昇降機の使用例  
（2016年3月、ご本人の了解を得て撮影）

#### 4. 昇降機WGメンバー表

座長、副委員長：柿沼 鉄雄（若葉台管理組合協議会会長）2013～2015 年度

委員長：山本 育三（若葉台管理組合協議会顧問）2013～2015 年度

事務局長：大久保 輝郎（若葉台まちづくりセンター）2013～2014 年度

副委員長：吉田 隆信（若葉台まちづくりセンター）2014 年度

事務局長：島貫 敦（若葉台まちづくりセンター）2015 年度

委員：岩本 和茂（若葉台連合自治会）2013～2015 年度

鴻谷 豊（若葉台管理組合協議会）2013～2015 年度

小池 聡（若葉台管理組合協議会）2013～2015 年度

白岩 正明（NPO法人若葉台）2013～2015 年度

永岡 明（若葉台まちづくりセンター）2013 年度

佐武 伸郎（若葉台まちづくりセンター）2015 年度

以上